

平成 30 年度 PPP/PFI に関する支援 支援対象の募集について

内閣府では、PPP/PFI 手法の活用を推進するため、地方公共団体等を対象とした支援を実施しています。本日より平成 30 年度の支援（以下の①～⑤）について募集を開始しましたのでお知らせします。

① 地域プラットフォーム形成支援

地域における PPP/PFI 案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の形成や運営を支援。地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施。

② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI 手法の適用を従来手法に優先して検討する規程を策定・運用して、実際の事業を進捗させようという段階を支援。

（※平成 30 年度は地方公共団体の人口規模は問いません。）

③ 民間提案活用支援

PPP/PFI 事業の実施にあたり、PFI 法に基づく民間提案の制度を活用し、民間事業者のアイデアや能力を事業に導入していく取組について支援。

④ 新規案件形成支援

PPP/PFI 事業の導入検討段階で、事業の実現性の明確化や今後の方向性を提示することにより新たな PPP/PFI 案件の形成を支援。

⑤ 高度専門家による課題検討支援

コンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律・会計・税務・金融等の高度な専門的知識を有する専門家を派遣し、情報提供、助言等の支援を実施。

募集期間（①～⑤）：平成 30 年 3 月 2 日～平成 30 年 3 月 22 日

本募集については、平成 30 年度予算案が成立した場合に支援（執行）が可能となるものであり、国会における審議の状況によっては、その内容、日程等を変更する場合があります。結果につきましては、予算成立後に検討し、公表する予定です。

支援の詳細につきましては、以下の URL をご確認ください。

※掲載先 URL：http://www8.cao.go.jp/pfi/shien/h30/h30_index.html

【お問合せ先】

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）

濱田、高部

TEL：03-6257-1655 FAX：03-3581-9682